

石和町・御坂町・一宮町・八代町・境川村・春日居町

# 合併協議会だより

平成15年2月10日発行 No.4



石和町 仲町道祖神祭 どんど焼き（平成15年1月14日撮影）  
地域の育成会などが中心となって毎年行われているこの行事。どんど焼きの火が落ち着くと、枝に刺した団子を焼いて食べ、この一年の無病息災を祈ります。

## 合併で新しい 街づくりを

6町村内の各地域では、様々な伝統行事が行われています。その伝承を担っているのは、地域の皆さんの努力と、地域を愛する思い、そして、住民と行政の輪。

新市発足に向けての協議では、伝統行事など地域に根ざした文化も大切にしながら、新しい街づくりを考えていきます。

## 6町村が合併重点支援地域に

平成14年12月20日、山梨県から6町村に対し、市町村合併重点支援地域としての指定書が交付されました。

同地域に指定されると、国の「市町村合併支援プラン」の対象となり、道路等の社会資本整備に充てる補助金の優先採択、重点投資等の支援策を受けられることとなります。

# 合併協定項目の内容は

6 町村が合併し新市となるためには、合併の方式や期日、新市の名称、事務所の位置、各町村がそれぞれ行っている事務事業や各種制度等を合併時にどのように調整するか、などの合併協定項目を記載した合併協定書の調印が必要となります。

合併協議会では第1回法定協議会において、66項目となる協定項目が承認されていますが、それぞれの項目において今後調査検討していく協議細目につきましては、次のような内容となります。

なお、今後、調査検討を行っていく中で、項目が追加されていくこととなります。

## 協議項目・細目一覧

平成15年1月現在

協 議 項 目	細 目
1 合併の方式	
2 合併の期日	
3 新市の名称	
4 新市の事務所の位置	
5 財産、公の施設の取扱い	公有財産 / 物品 / 債権 / 基金 / 債務（地方債）
6 議会議員の定数及び任期の取扱い	議員定数 / 議員任期
7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	委員定数 / 委員任期
8 地方税の取扱い	個人住民税 / 法人町民税 / 固定資産税 / 軽自動車税 / たばこ税 / 特別土地保有税 / 都市計画税 / 入湯税 / 納期 / その他調整を要するもの
9 地域審議会の取扱い	
10 一部事務組合の取扱い	
11 一般職員の身分の取扱い	身分 / 職員数 / 給料 / 服務等
12 特別職及び付属機関の委員等の身分の取扱い	給料 / 行政委員会 / 付属機関等
13 条例・規則等の取扱い	
14 事務組織及び機構の取扱い	
15 支所・出先機関の取扱い	
16 町名字名の取扱い	
17 慣行（町村章、憲章等）の取扱い	町村章 / 憲章 / 花木鳥 / キャッチフレーズ / 宣言等
18 公共的団体の取扱い	
19 行政連絡機構（行政区）の取扱い	
20 出資団体の取扱い	
21 交流事業の取扱い	国際、国内、地域間交流事業
22 消防団の取扱い	条例・規則 / 団員数等
23 使用料及び手数料（総務・企画関係）の取扱い	
24 補助金・交付金等（総務・企画関係）の取扱い	
25 広聴広報の取扱い	広報 / 広聴 / ホームページ等
26 財産区の取扱い	
27 農林業振興の取扱い	農業委員会 / 農政 / 林業
28 農業土木事業の取扱い	土地改良事業
29 農業基盤整備事業の受益者負担金の取扱い	

30	商工観光事業（各種イベント等）の取扱い	観光イベント / 消費宣伝事業等
31	商工業・観光振興の取扱い	商工会 / 観光協会 / 金融制度等
32	温泉、保養施設の取扱い	
33	都市計画の取扱い	開発指導 / 都市計画マスタープラン等
34	道路・河川・公園等の取扱い	道路法に関する諸届出32、35条関係 占用届24条関係 / 雨水放流同意 / 合併処理浄化槽処理水放流同意 / 土地改良道路等の管理について / 道路維持管理 / 公園 / 法定外公共財産の管理
35	建設・建築事業の取扱い	道路境界事務に関する事項 / 道路整備に係わる用地取得及び整備基準 / 建設工事執行規則
36	公営住宅の取扱い	町営住宅
37	上水道・簡易水道等の取扱い	上水道事業 / 検針等 / 主要施設 / 水道計画 / 補助金等 / 簡易水道
38	公共下水道の取扱い	公共下水道事業 / 農業集落排水事業 / 督促手数料 / 登録手数料 / その他調整を要すると思われるもの
39	使用料及び手数料(産業・経済・建設関係)の取扱い	
40	補助金・交付金(産業・経済・建設関係)の取扱い	
41	戸籍、住民基本台帳、諸証明、窓口業務の取扱い	原簿の保管 / 各種申請 / その他
42	国民健康保険の取扱い	給付事業 / 国民健康保険税 / 財政調整基金 / 保健事業 / 事務処理システム
43	各種年金の取扱い	
44	介護保険の取扱い	事業計画 / 介護保険料 / 認定審査会等
45	児童福祉の取扱い	児童手当 / 医療費助成 / 母子・父子関係等
46	高齢者福祉の取扱い	高齢者福祉（ホームヘルプサービス・デイサービス等） / 敬老事業
47	障害者福祉の取扱い	身体障害者福祉事業 / 支援費制度
48	社会福祉の取扱い	福祉事務所の設置 / 社会福祉関係（生活保護等）
49	保健衛生の取扱い	総務的事項 / 母子保健 / 成人保健 / 予防接種
50	保育事業の取扱い	保育所運営 / 保育料 / 学童保育等
51	社会福祉協議会の取扱い	
52	廃棄物・し尿処理の取扱い	ごみの分別 / ごみの収集 / ごみ処理に関するその他の制度 / し尿・汚泥処理
53	火葬場の取扱い	
54	使用料及び手数料(住民関係)の取扱い	
55	補助金・交付金等(住民関係)の取扱い	
56	学校教育の取扱い	教育振興 / 学校管理 / 人事
57	学校給食の取扱い	
58	小中学校等の通学区域の取扱い	
59	生涯学習の取扱い	社会教育 / 文化財 / 図書館 / 非常勤特別職
60	生涯学習施設の取扱い	
61	社会体育の取扱い	体育事業 / 組織
62	体育施設の取扱い	
63	使用料及び手数料(教育関係)の取扱い	
64	補助金・交付金等(教育関係)の取扱い	
65	新市建設計画の取扱い	
66	その他事務事業の取扱い	総務関係 / 管財関係 / 企画関係 / 交通関係 / 防災関係 / 防犯灯設置、維持管理 / 国民年金 / 環境衛生関係 / 財政関係事務 / 議会関係事務 / 電算システム等の取扱い / 出納関係事務 / その他総務・企画関係 / その他産業・経済・建設関係 / その他住民関係 / その他教育関係

# 事務事業の調整(すり合わせ)の流れ

## 基本方針

合併に向けて行われている、事務事業等のすり合わせ協議においては、6つの基本的な方針に基づき調整することが確認されています。(協議会だよりNo. 3・6ページ掲載)

1. 住民生活に支障がないよう、速やかな一体性の確保に努める。
2. 住民サービス及び住民福祉の向上に努める。
3. 負担公平の原則に立ち、行政格差を生じさせないように努める。
4. 新市の健全財政に努める。
5. 行政改革の観点から、事務事業の見直しに努める。
6. 新市の規模に見合った事務事業の見直しに努める。

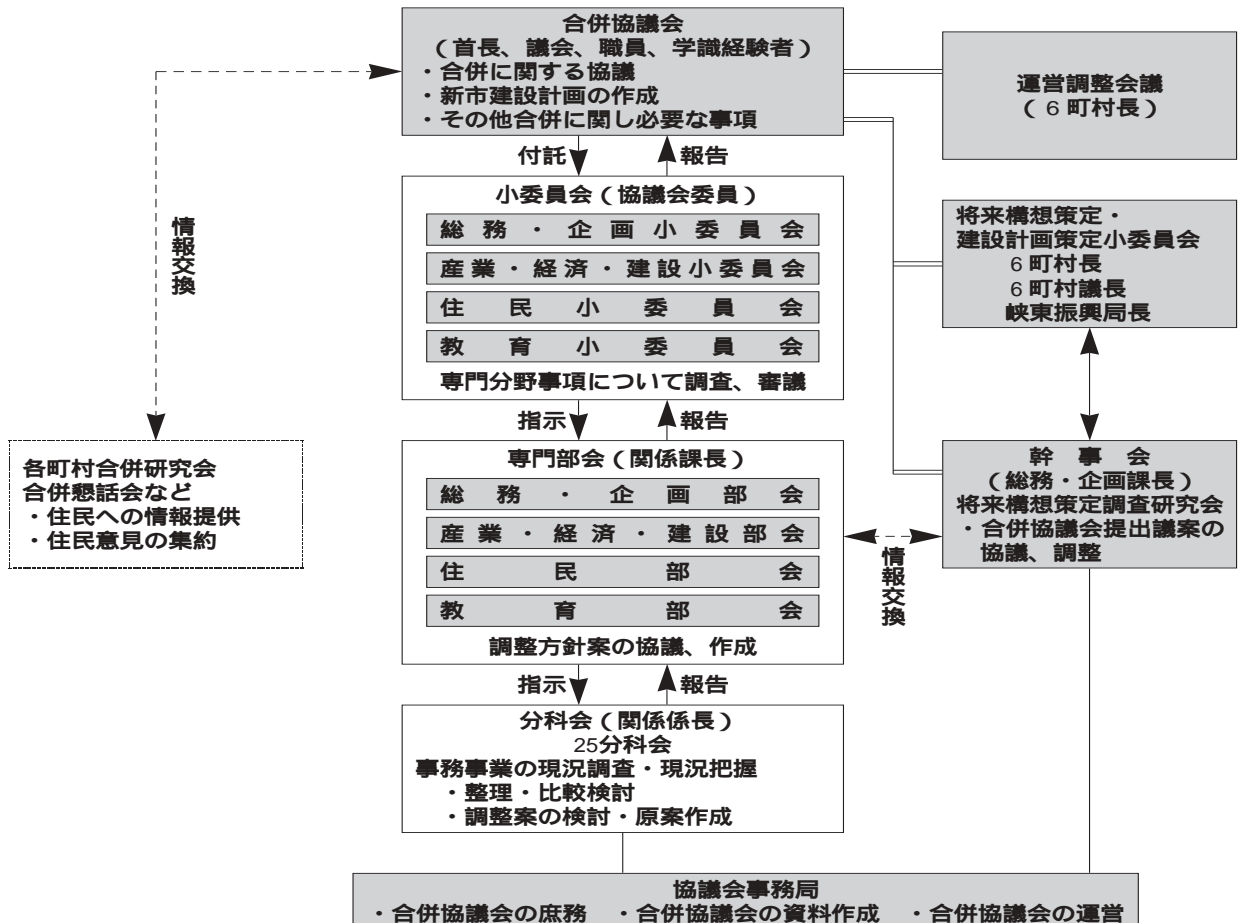
## 具体的な調整

すり合わせが必要な項目の協議にあたり、具体的な調整方針は次のとおりとします。

合併により、住民生活が向上することを原則とする。具体的な手数料、使用料等市民が負担する事項については、負担増にならないよう努めるものとし、負担増を伴うものについては、具体的な理由を明示する。手当、事業等市民が受けるサービスについては一元化を図るとともに、向上するよう努めるものとする。このような方針に基づき、6町村の職員で構成する専門部会等で事務事業について一つ一つ比較検討を行い、調整案を作成、小委員会での検討協議を経て、合併協議会へ提出します。

この流れについては、下図のとおりです。

## 合併協議会組織体制(合併協議の流れ)





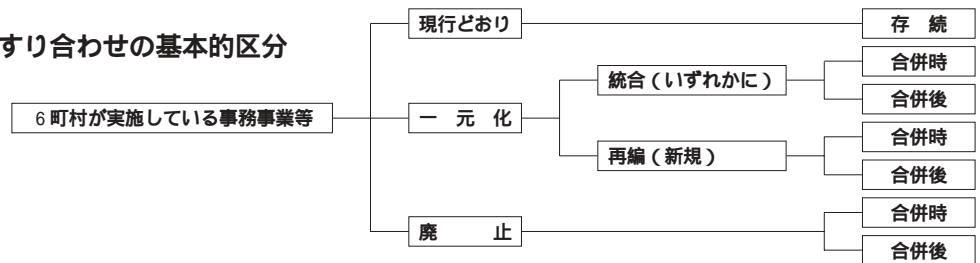
## 6 町村の事務事業を 全て統一するののか

全ての事務事業について行われるすり合わせは、内容により、次のような区分に分けられます。

現行のまま存続させるもの

- ・各町村が、同一の目的、趣旨で実施し、サービスや負担の水準に差がないもの。
- ・国等の制度により実施しているもの。  
一元化するもの
- ・同一の目的、趣旨で実施しているものの、サービスや負担の水準に差があるもの。
- ・特定の町村が実施しているもので、現行のまま新市で実施するもの。
- ・各町村の制度を組み合わせ実施するもの。  
廃止の方向で調整するもの

### 事務事業のすり合わせの基本的区分



- ・新市における健全な財政運営や行政改革推進の観点から見直すもの。

## 新市発足と同時に統一するののか

すり合わせを行う時期については次のような区分で行われます。

合併時に調整するもの

- ・住民生活に直接影響があるため、新市発足と同時に統一しなければならないもの。

合併後に調整するもの

- ・統一することにより住民生活に大きな影響が生じることから、時間をかけて調整する必要があるもの。
- ・新市発足時に統一する必要がないもの。

この区分を図で表すと下図のようになります。

## 小委員会を開催

法定協議会に移行後、事務事業についての実質的な協議となる第2回小委員会が、1月22日の住民小委員会を皮切りに、全ての小委員会が開催され、分科会や専門部会での調査検討を経て提出された事項について協議しました。

小委員会での質問では「委員 小委員会の内容を外部（住民等）へ知らせてもよいのか。（事務局回答 - 委員は住民を代表してきているので各委員の責任で住民の意見も聞いて、協議会へ反映してください。）」「委員 資料を読むと、全体の考え方として、従来それぞれの町村が行ってきたことを調整しようという傾向が見られるが、合併を機に新しいもの、新しい形に切り替えていく事も必要なのではないか。（事務局回答 - 分科会で各町村の現況について調べ調整したのがこの資料なので、違う方向性も含め検討して頂いて結構です。）」「委員 合併後に調整するとか、合併決定後に調整するなどの調整案も出されているが、出来る限り方向性を住民に示してほしい。」「委員 現在検討又は計画中の農業施設



住民小委員会

建設についてはどうなるのか。（事務局回答 - まだ検討段階のものについては地域の意見を聞いた中で、将来構想・新市建設計画へ反映させることもできる。）」「委員 現状ですでに進んでいる事業を止めるわけにはいかない。」「委員 農業委員の選出については、小選挙区制も考えてほしい。女性の登用も。」等多くの意見が出されました。

小委員会は毎月1回のペースで開催し、2・3ページに掲載の協議項目について、「総務・企画」「産業・経済・建設」「住民」「教育」の専門分野ごとに協議し、意見集約を行っていきます。

## 合併への「思い」を語る 新年互礼会開催

6 町村の合併に向け重要な年となる平成15年を迎え、来賓の天野知事をはじめ県の合併関係者と合併協議会委員等、約100人が出席し、新年互例会を開催しました。

天野知事は挨拶の中で、新市に寄せる期待と合併に対する県の支援等について述べられました。また、出席者は合併についてそれぞれの「思い」を語り合う有意義な集いでした。



## 合併協議会委員変更のお知らせ

町村 委員区分	新委員	旧委員	変更日
春日居町 2号委員 (議長)	山本富貴	小川一美	平成14年 12月16日
春日居町 3号委員 (議員代表)	山 光世	金子満郎	平成14年 12月16日
境川村 5号委員 (学識経験者)	宮川一英	桑原 強	平成15年 2月5日

## 協議会は傍聴できます

合併協議会は傍聴できます。会議の日程はインターネットのホームページをご覧ください。事務局に電話で問い合わせしてください。

なお、協議の内容は「合併協議会だより」に掲載しますが、会議録や協議会資料は事務局で閲覧できますし、ホームページでも公開しますのでご覧ください。

## 第3回合併協議会 開催のお知らせ

- ・日時 3月3日(月) 午後1時30分
- ・場所 石和町 スコレーセンター

## ご意見・ご質問を お寄せください。

合併に関するご意見・ご質問は  
合併協議会事務局 TEL055-261-6291  
E-mail : kyogikai@office-gappei.jp  
または、各町村役場合併担当課へ

## ホームページへアクセスを 掲示板で語ろう

“いつでも 誰でも 好きな時間に”  
アクセスしてね。  
ご意見・ご質問も  
お待ちしております。



ホームページのアドレスは  
<http://www.office-gappei.jp/>